

## 葛城市空き家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住・定住を希望する人と空き家の提供を希望する人とのマッチングによる空き家の有効活用を通して、本市への移住・定住促進による地域の活性化を図るために設置する葛城市空き家バンクに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築され、現に居住していない（居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存する建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家に関し、その売却、賃貸等を希望する所有者等から提供を受けた情報を、定住、商業等を目的として、空き家の利用を希望する者に対して提供し、紹介を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(物件登録の申込み等)

第4条 空き家バンクへの物件の登録（以下「物件登録」という。）を受けようとする所有者等は、空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）に市税納付状況等調査書兼暴力団等の排除に関する同意書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する物件登録の申込みがあった場合は、その内容を審査し、空き家バンクに登録することが適当と認めるときは、物件登録を行い、空き家バンク物件登録完了通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する物件登録の申込みをした者が本市における固定資産税に滞納があるとき、又は同項に規定する物件登録の申込みをした者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるときは、物件登録を行わないものとする。
- 4 市長は、物件登録を受けていない空き家で、物件登録を受けることが適当と認められるものについて、当該所有者等に対して物件登録を受けることを勧めることができる。

(利用者登録の申込等)

第5条 前条第2項の規定により物件登録を受けた空き家（以下「登録物件」とい

う。)の利用を希望する者として空き家バンクへの登録(以下「利用者登録」という。)を受けようとする者は、空き家バンク利用者登録申込書(様式第4号)に誓約書兼暴力団等の排除に関する同意書(様式第5号)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する利用者登録の申込みがあった場合は、その内容を審査し、当該申込者が次の各号のいずれにも該当するときは、利用者登録を行い、空き家バンク利用者登録完了通知書(様式第6号)を当該申込者に通知するものとする。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に利用し、地域住民と協調及び連帯できる者
- (2) その他市長が利用者登録することが適当であると認める者

3 第1項の申込みをした者が暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるときは、利用者登録を行わないものとする。

(登録の有効期間)

第6条 物件登録又は利用者登録の有効期間は、それぞれ2年とする。ただし、再登録を妨げない。

2 前2条の規定は、前項ただし書の再登録について準用する。

(変更の届出)

第7条 第4条第2項の規定による登録完了の通知を受けた者(以下「物件登録者」という。)は、申込み事項に変更があったときは、空き家バンク物件登録事項変更届出書(様式第7号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条第2項の規定による登録完了の通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、申込み事項に変更があったときは、空き家バンク利用者登録事項変更届出書(様式第8号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第8条 物件登録者は、物件登録を抹消しようとするとき、又は登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったときは、空き家バンク物件登録抹消届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、当該物件登録を抹消し、空き家バンク物件登録抹消通知書(様式第10号)により当該物件登録者に通知するものとする。

- (1) 登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (3) 前項の規定による届出があったとき。
- (4) 物件登録の有効期間を経過したとき。
- (5) その他市長が適当でないとしたとき。

3 利用登録者は、利用者登録を抹消しようとするときは、空き家バンク利用者登録抹消届出書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、利用者登録が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクへの

利用者登録を抹消し、空き家バンク利用者登録抹消通知書（様式第12号）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (3) 前項の規定による届出があったとき。
- (4) 利用者登録の有効期間を経過したとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

（物件登録者と利用登録者の交渉等）

第9条 物件登録者と利用登録者の売買、賃貸借等の交渉及び契約並びにそれらに伴う疑義、紛争等については、当事者の責任において処理し、市は一切関与しないものとする。

（情報提供）

第10条 市長は、空き家バンクに登録された情報（所有者等の個人情報を除く登録物件情報に限る。）を専用ホームページへの掲載等の方法により提供する。

（事務の委託）

第11条 市長は、空き家バンク運営に係る事務の処理を市長が適当と認める者に委託することができる。

（個人情報の取扱い）

第12条 空き家バンクに係る個人情報の取扱いについては、葛城市個人情報保護条例（平成17年葛城市条例第35号）の定めるところによる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和元年11月1日から施行する。